委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という）と○○○（以下「乙」という）とは、個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）
第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
⑴　業務名称　：令和８年度個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託
⑵　委託の仕様：個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（委託業務の処理方法）
第２条　乙は、仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。
２　乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）
第３条　委託業務の委託期間は、本契約の締結日から令和９年３月３１日までとする。

（委託料）
第４条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金○○○円（うち消費税額及び地方消費税額金○○○円）を超えない範囲とする。

（契約保証金）
第５条　乙は、契約締結の際は、契約金額の１００分の１０以上に相当する金額を納付しなければならない。ただし、佐賀県財務規則第１１５条第３項１号又は４号に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。
２　契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（委託業務の調査等）
第６条　甲は、必要があると認めるときには、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

（報告及び検査）
第７条　乙は、各月終了後の翌月１０日までに、当該月における管理状況報告書を甲に提出しなければならない。
２　甲は、前項の管理状況報告書の提出を受けた日から１０日以内に管理状況の確認、検査を行うものとする。
３　乙は、前項検査に合格しなかったときは、甲の指示に従い、これを補正しなければならない。
４　第２項の検査及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の支払い）
第８条　乙は甲による前条第２項の規定による業務履行の確認後、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとする。
３　甲の責に帰すべき理由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年３．０％の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（危険負担）
第９条　委託事業の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、そ

の損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１０条　乙は、この契約によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ並びに担保に供してはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

（再委託の禁止）

第１１条　乙は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（契約の変更）

第１２条　甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙とが協議してこれを定める。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、この契約を解除し又は変更し、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は返還を乙に請求することができる。

⑴　乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

⑵　履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。

⑶　契約履行につき不正の行為があったとき。

⑷　正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

⑸　自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除又は変更によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

第１４条　前条の規定による契約解除の場合には、乙は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

３　第１項の規定により、違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年３．０％の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（損害賠償）
第１５条　乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
２　乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（機密の保持）
第１６条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
２　前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても効力を有する。

（個人情報の保護）
第１７条　この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）
第１８条　乙は、業務を処理するために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（関係書類の整備）
第１９条　乙は、委託業務に係る会計関係帳簿類等の経理関係書類については、これらを契約の日の属する年度の翌年度から５年間保管するものとする。

（費用の負担）
第２０条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（裁判管轄）
第２１条　この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）
第２２条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者（甲）　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号
佐賀県健康福祉部
健康福祉政策課長　田中　芳和

受託者（乙）